

市有地公売～市有地を一般競争入札により売却します～

売却物件

所在地 羽村市小作台2丁目15番6

地 目 宅地

地 積 215・27m²

入札参加申込受付

期 間 1月20日(月)～2月20日(木)

日曜日、祝日を除く

時 間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※「売払い要領」は市役所西庁舎3階

契約管財課(7番窓口)で配布します。

※市公式サイトからもダウンロードできます。

問合せ 契約管財課管財係内395

入札期間
期 間 2月3日(月)～20日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
時 間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

開札日時 2月21日(金)午後3時

時 間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※「売払い要領」は市役所西庁舎3階

契約管財課(7番窓口)で配布します。

※市公式サイトからもダウンロードできます。

問合せ 契約管財課管財係内395



▲売却物件



固定資産税に関する届け出・申告を

取壊し家屋(建物)の届け出を

令和元年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

■登記されている家屋：東京法務局西

多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。

■未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。

※取壊しの届け出がないと、令和2年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

住宅用地などの申告は1月31日(金)までに

市内に土地を所有している方で、令和元年に次に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

・土地を新しく住宅用地として使用した。
・土地を住宅用地として使用しなくなつた。

・住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新(増)築した。
・住宅を事業用家屋に用途変更した。

特に記載がない場合は受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

固定資産税(家屋)の減額措置があります

「住宅のバリアフリー改修」「住宅の耐震改修」「住宅の省エネ改修」の、

特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。

改修工事後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問い合わせてください。

・市役所での用紙の配布は1月23日(木)からです。

問合せ 課税課市民税係内162

注目!
昨年e-Taxを利用して申告した方へ

平成30年分の確定申告で、青梅税務署などでe-Taxを利用した方または、「確定申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトして書面で提出した方、税理士の無料相談会場や市の相談会場に申告書を提出し

た方には、令和元年分の確定申告書などの用紙は青梅税務署から送付さ

れません。引き続きe-Taxなどを利用してください。
※市役所での用紙の配布は1月23日(木)からです。
問合せ 青梅税務署個人課税第一部
門口 0428-22-3185
(自動音声に従って「2」を選択して下さい)

マイナンバーカードをつくりましょう～地域の会館で、申請のお手伝いをします～

「マイナンバーカードを作ろうとは思つけれど、作り方がわからない」「写

真の用意や申請が面倒…」など、なかなか申請に踏み切れない方、市内の会館で、申請の出張サポートを行います。

時間は1人10分程度。手軽にマイナンバーカードを作ることができます。

▼通知カード
赤枠内の部分が必要です！



令和2年度の住民税の改正点など

住宅建替え中の住宅用地に特例

があります(建替え特例)

住宅建替え中の住宅用地に特例

して住宅用地の特例は適用されませ

ん。しかし、建替えにより住宅を取り

壊し、賦課期日(1月1日)に住宅が

存在しない場合や住宅の新築工事に着手

しています。この特例を受けるためには、土地の

所有者からの申告が必要です。詳しくは問い合わせてください。

市内に土地を所有している方で、令和元年に次に該当する場合は「固定

資産税住宅用地等申告書」を提出してく